

## ロシアの核使用の可能性について

真部 朗

はじめに

ロシア・ウクライナ戦争においては、2022年9月以降、ウクライナ軍の攻勢による領土奪還の動きが進み、守勢に回ったロシア軍が苦戦を余儀なくされている。このような情勢を踏まえ、欧米諸国を中心に、追い詰められたロシアが戦術核を使用して戦局の打開を図るのではないかという懸念が提起されるようになってきている。加えて、核の使用を示唆したとされるプーチン大統領の発言がこの懸念を強めている。こうした状況に鑑み、本稿では、ロシア・ウクライナ戦争におけるロシアの核兵器使用の可能性について、その必要条件の考察を通じて検討してみたい。

戦況

核兵器使用の閾値が極めて高いことは、ロシアを含む国際社会に共通の認識であり、ほとんど規範化していると言ってよい。したがって、ウクライナでのロシアによる核兵器の使用があるとすれば、何よりも戦況がロシアにとって著しく悪化した場合であることには、異論がないであろう。

本年9月以降、ロシア軍は、基本的に守勢に回っており、ハルキウ州においてウクライナ軍に広大な占領地の奪回を許し、ヘルソン州北西部から部隊を撤退させるなど、劣勢にある。開戦以来の大規模な人的、物的な損耗による兵員及び装備品の不足並びに「特別軍事作戦」の正当化の困難性等に起因する士気の低さがその背景にあるとみられる。

このため、ロシア政府は、兵員については、9月21日に予備役の部分動員令を発出し、30万人を動員することとした。これは、兵員不足を補うために、ロシアが戦時体制に本格的に踏み出したことを意味している。この動員は10月28日に完了し、このうち8万2000人が戦闘地域に派遣され、21万8000人は訓練中とされた。この21万余の兵員がすべて効果的に戦力化されるには、その軍務経験の多寡によると考えられるが、少なくとも3か月から6か月の訓練期間を要するものとみられる。なお、動員兵の一部はほとんど訓練を受けることなく戦地に派遣されたとの報道があるが、これは一概に不合理な措置ではないとみられる。何故ならば、ロシアは、徴兵制を採っており、毎年18歳から27歳の男子を対象に、春と秋にそれぞれ10数万人を徴集し、12カ月の兵役に就かせていることから、兵役を最近終えて予備役に編入された者であれば基礎的な訓練を改めて受ける必要はないと考えられるからである。

また、装備品については、イランからのドローンの調達のように海外からの調達を図るとともに、10月28日に首相を議長とする政府横断的な軍物資の調整会議を発足させ、武器、装備、通信機器、医薬品、食料等の軍需品の調達に当たらせることとした。これも、本格的

な戦時体制への移行と言える。なお、装備品調達については、欧米諸国を中心とした経済制裁が少なからぬ障害になっていることは事実であろう。しかしながら、一般論を言えば、物品・役務に対する経済制裁については、①制裁対象国が、従来の調達ルートを遮断され、調達が不可能となる段階、②制裁対象国が、国内調達を含む代替調達ルートを模索する段階、③制裁対象国が代替調達ルートを発見・確立し、制裁前ほどではないにせよ、調達が復活・安定する段階、を辿り、その効果は段階的に薄れてくると考えられる。例えば、北朝鮮については、核・ミサイルの開発を近年着実に進めていることに鑑みれば、経済制裁は既に③の段階に到達していると考えられる。ロシアに対する経済制裁については、現在は②の段階にあると考えられるが、いずれ③に移行し、当初ほど多くを期待できなくなるであろう。

さらに、士気については、ロシアは、東南部4州の併合宣言（併合の国内手続きの完了は10月5日）によってこれらの州を巡る戦いを領土防衛の問題と位置付けることとし、戦いの大義の問題の改善を図っている。これは、国際法上は違法であるが、国内法的には完全に合法の体裁をとっていることから、少なくとも長期的には兵員の士気を高め、ひいてはウクライナとの戦いが他人事の「特別軍事作戦」から自らの「祖国防衛戦争」に変わるというロシア国民の意識変化につながる可能性がある。そうなれば、ロシア政府による追加的な人的、物的動員も今後はより容易になるであろう。

このように、ロシアは、自軍が現在劣勢にあるのに対し、兵員及び装備品の両面で総動員体制への移行を進めること等によって対処しようとしており、その効果が発揮されるようになれば戦局の好転が期待できると考えていると見るべきであろう。したがって、少なくとも戦況上は、ウクライナ軍がこのまま全占領地からロシア軍を駆逐するような圧倒的な勝利を短期間に得るといったロシアにとって全く想定外の事態でも起こらない限り、その効果を待たずに核の使用に訴える可能性は低い。ヘルソン州北西部から軍を撤退させるという10月9日のロシア軍の決定は、一時的にせよウクライナに「領土」の占領を容認することであってロシアの国内政治的には好ましくないが、不利な状況下での戦闘を回避して兵員や装備品を温存し、防勢作戦を主体とする長期持久の態勢をとることを当面は優先し、総動員体制の確立による軍事態勢の回復・強化を待って再び攻勢に移行するというロシア政府の戦略レベルの方針に沿ったものと考えられる。

## 核使用の効果

欧米で懸念されているのはロシアによる戦場における戦術核の使用であり、想定されるロシアの主たる狙いは、いわゆる”escalate to deescalate”である。戦術核の使用は、たとえ1キロトン以下の低出力であっても、特に密集状態の敵部隊に対しては極めて大きな撃滅効果を発揮することは言うまでもないが、それにもまして重要なのは、それがもたらす抑止効果である。爾後も使用があり得るとして、核による報復手段を持たないウクライナ軍が攻撃を控え、甚だしくは戦意を喪失して戦闘を放棄するに至ることも十分考えられる。戦術的には核使用が合理的な選択肢の一つであることは否定できない。

しかしながら、戦術核の使用は、戦略的には必ずしも賢明とは言い難い。ウクライナ軍の攻撃が鈍るとしても、NATO 諸国の参戦を促す可能性が相当に高いからである。米国は、様々な機会にロシアに対して核使用について警告している旨明らかにしているが、その警告には使用された場合の米国の参戦が含まれている可能性が高い。実際、ペトレイアス元 CIA 長官は、ロシアが核兵器を使用すれば、米国と NATO 諸国がウクライナに展開されているロシアの部隊と黒海艦隊を壊滅させる旨述べている。そうなれば、文字通り第三次世界大戦が始まることになり、その最悪の結末は米ロの全面核戦争である。このように、“escalate to deescalate”が機能する保証がないことは明白である。したがって、ロシアがその軍事的な効果に着目して戦術核を使用する場合、使用後においても NATO 諸国、特に米国が参戦しないという確証が必要不可欠であろう。

また、核兵器の使用は、低出力の戦術核であっても、確実に国際社会からの激しい非難を招く。核兵器の使用に当たってロシアがこの点を考慮することにも疑う余地はないであろう。特に、この非難が、これまで経済制裁に参加していない多くの国々の政策変更につながれば、上述した装備品の代替調達ルート確保に致命的な影響を及ぼすおそれがある。そうなれば、「特別軍事作戦」の遂行は事実上不可能となる。したがって、核使用の判断に当たっては、少なくとも装備品の国際的な調達ルートへの影響評価がロシアにとって必要不可欠であろう。

#### 国民的な支持

プーチン大統領は、しばしば独裁者と言われるが、「特別軍事作戦」については、エリート層はもとより国民的な支持が大きく損なわれないように一貫して細心の注意を払っているように見える。例えば、軍側からは、当該作戦当初の大規模な人的損耗以降、ある意味で当然のことながら、失われた兵員の補充のための措置を求められていたと推測される。これに対して、プーチン大統領は、徴集兵は「特別軍事作戦」に従事させることはないとし、ハルキウ州での広範囲の占領地の喪失後になって初めて予備役の動員を認め、その際も部分的な動員に限ることとし、さらに、4州の併合を発表して「特別軍事作戦」を事実上祖国防衛戦争に転換すること等により、国民の不安や反発を統制可能な範囲に止めることに腐心してきた。特に、動員については、安全保障会議（10月29日）の席上、徴集過程で起こった混乱に対して過ちを正すべしとするとともに、徴集兵が訓練不足で前線に送られているとの指摘に対して軍事訓練の徹底を指示するなど、実施過程における実務的な問題に対しても大統領自身がきめ細かな対応を行っている。

これらは何れも、プーチン大統領が、一般的な独裁者のイメージと異なり、自らの権力基盤が何よりもロシア国民の支持にあることを明瞭に意識し、それが損なわれないように慎重に行動してきていることを示している。核兵器が使用されれば、それがもたらした惨状の映像や画像が全世界的に流布することは避けられない。それに接したロシア国民の反応は予測困難であるが、その場合であっても国民の支持を維持できることがプーチン大統領に

とって必要不可欠の条件と考えられる。このため、ロシア政府が核使用を考える場合には、おそらく非公表の世論調査等の方法により核使用に対する国民の反応を予め調査・把握しようとするであろう。

### 核兵器ドクトリン

ロシアは、2020年に「核抑止の分野におけるロシア連邦の国家政策の基礎」と題する核兵器の使用に関するドクトリン（以下「核兵器ドクトリン」）を公表している。そこでは、核兵器の使用条件の一つとして、「通常兵器を用いたロシア連邦への侵略によって国家の存立が危機に瀕した場合において核兵器を使用する権利を留保する」（第3章第17項）こととされている。同種の記述は、2014年策定の軍事ドクトリンにもあり、少なくともプーチン政権内で一貫してコンセンサスを得てきたドクトリンと考えられる。したがって、今次の戦争に対しても当然に適用されると言えよう。仮に、これが無視されるようなことがあれば、政府内に重大な亀裂が生じ、核使用に至るプロセスが円滑に進まないおそれが生じることとなる。

なお、ラブロフ外相やペスコフ大統領府報道官はたびたびこのドクトリン（の内容）に言及しているが、プーチン大統領自身がこのドクトリンに言及したことはない。これは、大統領と外相等の間に認識の齟齬があるわけではなく、プーチン大統領の発言が核兵器を保有する米国等 NATO 諸国の参戦を抑止することを目的としているため、意図的に含みのある表現が使われていることによると解するのが妥当であろう。また、チェチェン共和国のカディロフ首長の小型核使用発言（10月1日）は、ロシア政府外の人物の「個人的な意見」（本人談）に過ぎず、ロシア政府の意思とは関係がないとみるべきである。

もとより、「国家の存立が危機に瀕した場合」が具体的にどのような場合であるかは、明確でない。「核兵器の使用に関する決定はロシア連邦大統領が行う」（核兵器ドクトリン第3章第18項）こととされていることから、最終的にはプーチン大統領がこの認定を行うこととなる。しかしながら、通常用語法からすれば、現在及び近い将来の戦況がこれに該当することは考え難い。また、欧米諸国の全面的な軍事支援を受けているとはいえ、格下であるはずのウクライナ軍によって「国家の存立が危機に瀕した」という認定は、大国を自認するロシアにとって心理的に受け入れ難いであろう。さらに言えば、そのような場合であっても、あくまで核兵器使用の「権利を留保する」ということであって、必ず使用するとはされていない。権威主義国家とされるロシアにとっても、核兵器使用の閾値は低くないということであろう。

### おわりに

本稿では、ロシアがウクライナで戦術核を使用する可能性について、使用のための必要条件について考察することを通じて検討してきた。上述の事項以外にそのような条件がないとは断言できないが、少なくとも主要なものは列挙されていると考えられる。

これらを見れば、プーチン大統領を始め、ロシア政府が理性を保っている限り、現在及び近い将来においてロシアによるウクライナでの戦術核の使用があり得ないことがわかる。むしろ、ロシア・ウクライナ戦争に関する当面の注目点は、ロシアの総動員体制がほぼ確立するとみられる来春から来夏までにウクライナがどこまで反転攻勢を進められるかである。停戦があり得るとすれば、その結果が停戦交渉に大きく影響することになるであろう。

ただし、もとより核兵器の問題に楽観は禁物であり、国際社会としては、上述の条件が今後とも充足されることがないようロシアに対してあらゆる機会に働きかけていく必要がある。また、外部からの働きかけはより困難かもしれないが、万が一にもロシア政府が理性を失わないように配慮していくことも重要であろう。皮肉ではあるが、そのような配慮を受けることは、核保有国の「特権」の一つであると言えよう。